

## 現地調査表記入方法及び留意事項

茨城県内を申請地とする確認申請を提出する場合は、県・市特定行政庁・指定確認検査機関の各管内を問わず、設計者等が事前に敷地、他法令等を調査の上、現地調査表と別紙を確認申請書に添付してください。（なお、申請地が取手市の場合は提出不要です。）

- 水戸市・日立市・高萩市・つくば市・ひたちなか市を申請地とする場合・・・現地調査表と別紙
- 上記以外を申請地とする場合・・・現地調査表

### I. 建築基準関係規定

#### 1. 敷地に接する道路関係について

- ①道路名称は国道・県道・市町村道・里道・農道・私道・開発行為による道路・位置指定道路等と記入してください。（国道・県道・市町村道は、路線番号も記入してください。開発行為による道路は許可番号及び許可日、位置指定道路は指定番号及び指定年月日も記入してください。）

里道とは、道路法による認定がされていない道で、国有財産法上の公共用財産として管理されている道（公図上無地番で道路法が適用されない道）

農道とは、土地改良事業等で造られた道で、道路法による認定がされていない道（建築基準法第 43 条の認定や許可が必要な場合がある）

- ②幅員は道路部分の幅を記入してください。
- ③42 条 1 項 5 号（位置指定道路）及び 42 条 2 項道路については「いばらきデジタルまっぷ」で閲覧が可能な路線もありますので参考にしてください。（茨城県土木部都市局建築指導課「指定道路図及び指定道路調書のご利用上の注意」のホームページをご覧ください。）
- ④「いばらきデジタルまっぷ」と現況が異なる場合には、管轄する特定行政庁に確認してください。
- ⑤法 42 条の該当項号については、建築基準法の道路に該当しない場合には、「該当なし」と記入してください。
- ⑥備考欄に記載する「法 42 条の該当項号」の確認方法については、「道路幅員を確認」（42 条 1 項 1 号の場合）、「いばらきデジタルまっぷ」（42 条 1 項 5 号、42 条 2 項の場合）や、特定行政庁が道路を調査した際の「調査（管理）番号」等を記入してください。ご不明な点については管轄の特定行政庁にお問い合わせください。
- ⑦水路等には、河川も含まれます。

#### 2. 地域・地区等について

- ①地域・地区等については管轄の市町村の HP 等で確認してください。  
なお、茨城県の各県民センター等では管轄する市町村の地域・地区等の情報を取りまとめたものを HP に掲載していますので、市町村に確認する際の参考としてください。
- ②市街化区域、区域区分非設定、準都市計画区域内で用途地域が指定されている場合には、該当する用途地域にもチェックを入れてください。

- ③下水道処理区域については、下水道法 2 条 8 号に規定する区域に該当するか確認してください。
- ④災害危険区域については、県河川課や管轄の土木（工事）事務所の情報を確認してください。
- ⑤土砂災害特別警戒区域については、県河川課や管轄の土木（工事）事務所の情報を確認してください。
- ⑥建築基準関係規定である盛土規制法の各規定の該否チェックにあたっては、「【盛土規制法】許可又は届出対象の判定チェックシート(\*)」を活用することができます。

(\*) 茨城県土木部都市局建築指導課のホームページからダウンロードできます。

## II. 他法令等

- ①該当する場合には、届出等を行ってください。

## III. その他

- ①「確認・相談内容等」の欄については、必要に応じて詳しい内容等を記入してください。